意 見 書

令和2年11月17日 三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

令和2年11月17日に開催した令和2年度第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業4箇所、経営体育成基盤整備事業1箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業【 再評価対象事業 】

2番 国道368号 下太郎生

3番 一般県道一志出家線 中川原橋

4番 一般県道二本木御衣田線

2番については、平成23年度に事業に着手し、一定期間(10年)を経過し継続中の 事業であるため、初めての再評価を行った事業である。

3番については、平成18年度に事業に着手し、平成27年度に再評価を行い、その後 一定期間(5年)を経過し継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

4番については、平成23年度に事業に着手し、一定期間(10年)を経過し継続中の 事業であるため、初めての再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、2番、3番、4番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、以上の3事業については、地域の要望を踏まえ、事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい。

(2) 道路事業【事後評価対象事業】

502番 国道260号 木谷拡幅

502番については、平成16年度に事業に着手し、平成27年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、502番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

(3)経営体育成基盤整備事業【事後評価対象事業】

501番 有田

501番については、平成17年度に事業に着手し、平成26年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、501番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。